2022 年 2 月

学生の皆様
保護者の皆様

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」の申請について(2 次)

大阪千代田短期大学

平素より本学の教育に関しましては、多大なご支援ご協力ご指導をいただきましてありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的な困難を抱える学生等に対し、昨年度に引き続き、緊急的に学資を支援するための給付金(学生等の学びを継続するための緊急給付金)が創設され、1 月 21 日に一時推薦を締め切り、概ね送金が終了しているようです。

この度、本事業の 2 次募集が開始されます。

後述の支援対象者の要件に当てはまる方は、大阪千代田短期大学 教務学生課のメールまでお知らせください。必要書類をお渡ししますので、事務局窓口まで取りに来てください。

本学の HP に手引き・申請書・誓約書を掲載致しますので、ご覧下さい(https://www.chiyoda.ac.jp/)

【申込手順】
申請書提出期日：2022 年 2 月 24 日 17 時締切
提出物：①緊急給付金申請書 ②誓約書 ③その他証明書類
提出先：教務学生課

【支給対象者の要件(基準)】
1.学生等の学びを継続するための緊急給付金 1 次申請していないもの
2.以下の①～⑤を満たす者として大学等が推薦する者
①原則として自宅外で生活をしている
②家庭から多額の仕送りを受けていない
③家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
④新型コロナウイルス感染症によりアルバイト収入に影響を受けている
⑤既存の支援制度について以下の条件のうちいずれかを満たす
1)高等教育の修学支援新制度 2)第一種奨学金(無利子奨学金) 3)民間等を含め申請が可能な支援制度
④⑤の詳細については、手引き P4 をご参照ください。
3.上記 2.を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認め推薦する者

【支給金額】
10 万円

※各大学での推薦枠の配分があります。申請したすべての方が、支給されるとは限りません。
なお、申請書に虚偽申請その他不正行為があった場合、全額返金を求められます。

【この件の問い合わせ先】
大阪千代田短期大学 教務学生課
TEL：0721-52-4141(代表)
メールアドレス：kyogaku@chiyoda.ac.jp